船橋市民間認可保育所等設置及び運営事業者選定委員会要綱

（目的）

第１条　この要綱は、民間認可保育所等の設置及び運営に関する提案を審査し、設置運営主体となり得る事業者を選定することを目的として設置する船橋市民間認可保育所等設置及び運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）について定める。

（定義）

第２条　この要綱で、民間認可保育所等とは、次の各号に掲げるものをいう。

⑴　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３９条第１項に規定する保育所

⑵　法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業

（審査事項）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる民間認可保育所等の設置及び運営を行う事業者の選定に関する事項を審査する。

⑴　施設整備に係る補助金の交付を受けて設置される民間認可保育所等

ただし、保育所分園の設置、既存保育所の増築又は幼稚園の運営法人（同一の代表者が運営する系列法人も含む）が所有する建物（既存園舎内を含む）を利用して小規模保育事業所を設置する場合については、この限りではない。

⑵　市有財産の売却、譲渡又は貸付を伴い設置される民間認可保育所等

⑶　その他市長が設置及び運営を行う事業者の選定に関し、委員会による審査を経る必要があると認める民間認可保育所等

２　前項の審査について必要な事項は別に定める。

（組織）

第４条　委員会は、学識経験者３名により組織し市長が委嘱又は任命する。

２　前項に基づき委嘱又は任命された者の任期は、原則として当該年度の３月３１日までとする。ただし、審査又は選定が当該年度の３月３１日を超える場合は、必要に応じて任期を延期することができる。

３　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　委員会に会長及び副会長各１名を置き、委員の互選により定める。

２　会長は会務を掌理し、委員会を代表する。

３　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（選定審査）

第６条　委員会の選定審査会議（以下「会議」という。）は、市長の依頼に基づき会長が召集し議長となり議事を整理する。

２　会議は委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。

３　会議の開催は原則として集合形式とするが、開催に緊急を要する場合やその他

必要が生じる場合には、書面形式の開催もできることとする。

（選定結果の報告）

第７条　会長は委員会の審査結果について市長に報告するものとする。

（報償）

第８条　委員には、報償及び職務を行うための費用を弁償する。

（秘密の維持）

第９条　委員及び関係者は選定審査で知り得た事項を他に漏らしてはならない。

（災害補償）

第１０条　委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年船橋市条例第３３号）に準じて補償する。

（委員会の事務）

第１１条　委員会の事務は、保育所設置認可事務所管課において所掌する。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は平成１４年４月２４日から施行する。

附　則

この要綱は平成１７年４月２１日から施行する。

附　則

この要綱は平成２０年４月３０日から施行する。

附　則

この要綱は平成２３年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成２４年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成２６年５月１５日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は平成２６年７月１７日から施行する。

（経過措置）

２　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２４年法律第６７号）の施行の日までの間における第２条及び第３条の規定の適用については、第２条第２号中「法第６条の３第１０項」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２４年法律第６７号）第６条の規定による改正後の法第６条の３第１０項」とする。

附　則

この要綱は、平成２９年５月２５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年６月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。